

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 薬005
- (2) 請負の表示 島津製作所製 液体クロマトグラフ質量分析計 LCMS-9030年間保守一式
(別紙仕様書のとおり)
- (3) 請負期間 2025年4月1日から2026年3月31日
- (4) 請負場所 大阪大学薬学研究科

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-6
国立大学法人大阪大学薬学研究科会計係
電話 06-6879-8150
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできる。
- (3) 見積書提出期限
2025年3月25日(火) 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」による。

仕 様 書

1. 目的

本仕様書は、島津製作所製 液体クロマトグラフ質量分析計 LCMS-9030(S/N: O12035900222) (以下、「本システム」という) において不時の障害が発生した際の保守業務 (以下、「本業務」という) を目的とするものである。

2. 業務期間

2025年4月1日から2026年3月31日

3. 本業務の実施場所

本業務の実施場所は、本システムが採用されている対象機器の設置場所である国立大学法人大阪大学薬学研究科とする。

4. 本業務の内容

受注者は、本システムについては別紙「国立大学法人大阪大学 保守契約プラン資料」p.4 に記載のプラチナプランにつき、必要な保守業務を速やかに実施するものとする。また、業務期間内に定期点検として窒素ガスジェネレータ・フロント LC 部 1 回/年・MS 部 2 回/年の点検を実施するものとする。

5. 除外作業

次の各号に定める作業については、本業務の対象外とする。

ただし、必要があると認めるときは、発注者は、受注者と協議のうえ、実施時期、対価その他必要事項を定め、当該作業を依頼できるものとする。

- (1) 本システムに付随する制御・解析用 PC、超臨界クロマトグラフシステムに関しては対象外とする。
- (2) 土日・祝日・時間外におけるオンコール対応および定期点検作業
- (3) 消耗部品の交換
- (4) 発注者の都合による移転に伴う本システム関連の作業および立会
- (5) 発注者の過失に起因して生じた障害・故障の修理・修復
- (6) 天災・地変等により本システムに生じた障害・故障の修理・修復
- (7) トレーニングの実施

6. 代金の支払

請負代金は、一括前払いとし、請求書発行日の属する月の翌々月末までに支払うものとする。

7. その他

- (1) 本業務の実施に際し、本学の研究・業務に支障をきたさないように十分配慮すること。
- (2) 本業務の実施に当たって使用する光熱水料は、発注者が負担する。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び仕様書に疑義を生じた場合には、発注者と受注者との協議の上、取り決めるものとする。

以上

国立大学法人 大阪大学

保守契約プラン 資料

— 株式会社 島津製作所 関西支社 —

◆ 保守契約プランの概要



プラチナ	ホワイト	シルバー
定期点検、整備交換部品（Complete）、修理部品（消耗部品を除く）の全てを含んだ充実のサポートプランです。特別な場合を除き年間Ai Support料金以外の費用は発生しません。	定期点検、整備交換部品（Value）、オンコール修理作業費を含んだベーシックプランです。	定期点検、オンコール修理作業費をセットにした部品費を含まないプランです。

◆保守契約プラン 詳細

プラン内容	契約プラン サポートコンセプト			プラチナ フルサポート	ホワイト ベーシックサポート	シルバー エコノミーサポート
	点検	整備付き定期点検（1回/年）	年1回定期点検を実施します。	○	○	○
		整備交換部品(Value)	ご契約で定められた必要最低限の整備交換部品を交換します。 ご契約以外の部品交換が必要となった場合、別途費用を申し受けます。	○	○	—
		整備交換部品(Complete)	定期点検時に上記Value部品に加え、フィールドエンジニアが必要と判断したすべての部品を交換します。	○	—	—
	修理	オンコール修理	契約期間内に故障が発生した場合にフィールドエンジニアが訪問修理を行います。	○	○	○
		修理交換部品	オンコール修理訪問で復旧に使用した部品費を含みます（消耗部品は含みません）。	○	—	—
		パソコン修理		—	—	—
		冷却水循環装置		—	—	—
	消耗品		オンコール修理訪問で、復旧に使用した消耗部品は別途費用を申し受けます。	—	—	—
	交通費		定期点検およびオンコール修理における交通費はAi Support料金に含まれています。※1	○	○	○

◆保守契約プラン：LCMS-9030

【LCMS-9030 保守契約プラン】

- ・プラン内容：プラチナプラン
- ・定期点検LC部 1回/年 MS部2回/年
- ・オンコール修理：無制限
修理交換部品(消耗部品を除く)：含む
- ・保守対象装置：
LCMS-9030
フロントLC(NexeraXS)
窒素ガスジェネレータ
＊超臨界クロマトシステムは含まずになります。



第2号様式

見 積 書

調達番号 : 薬005

請負の表示 : 島津製作所製 液体クロマトグラフ質量分析計 LCMS-9030年間保守一式

見積金額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。

※ 再度見積及び参加者不在の取扱いに係る見積書は、本様式以外のものを使用することができる。

請 負 契 約 書 (案)

請負の表示 島津製作所製 液体クロマトグラフ質量分析計 LCMS-9030 年間保守 一式

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科 研究科長 小比賀 聡 と受注者との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 業務は、国立大学法人大阪大学薬学研究科において行うものとする。

第5条 契約期間は、2025年4月1日から2026年3月31日とする。

第6条 受注者は発注者に対し、業務完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学薬学研究科会計係に送付する方法で交付するものとする。

第7条 請負代金は、契約開始後前払いするものとし、適法な請求書受領後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 契約保証金は免除する。

第9条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第10条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

2025年 月 日

発注者

大阪府吹田市山田丘1番6号

国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科

研究科長 小比賀 聡

印

受注者

印

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。